



災害見舞保険金等請求書の「損害内容」を記載するにあたっては、契約物件のどの部分が、どの程度の損害を受けたのか、を下記の記載例を参考にして、具体的に記載してください。

(記 載 例)

- ① 隣家からの類焼によって、木造平建ての母家の西側に火炎及び放水を受け、屋根の一部、軒、外壁、ベランダ、1階居間の窓ガラス及び内壁の一部が焼け焦げた。また、ベランダに設置していたエアコン室外機も使用不能となった。更に、隣家との境にある金属製フェンスの一部も溶解する損害を受けた。焼失箇所の詳細は図面で示したとおりである。
- ② 木造2階建ての2階から出火し、2階部分の1部屋が焼損した。1階部分は焼失しなかったが、放水等により天井、内壁、床の交換が必要となった。焼失箇所の詳細は図面で示したとおりである。
- ③ 鉄筋コンクリート造2階建ての1階天井部分から出火し、内部が全焼した。外側には被害の跡がみられないものの、内壁、天井、床は一部が焼け落ち、家具等も使用不能の状態である。